

# 2025 年無償 TAFE 法

## —オーストラリアの職業教育・訓練制度—

国立国会図書館 調査及び立法考査局  
専門調査員 海外立法情報調査室主任 内海 和美

### 目 次

はじめに

#### I オーストラリアの高等教育及び職業教育・訓練

- 1 オーストラリアの教育制度
- 2 オーストラリア資格枠組み (Australian Qualifications Framework: AQF)

#### II TAFE (技術・継続教育) の無償枠

- 1 TAFE 機関の概要
- 2 TAFE の無償枠を求める動き
- 3 無償 TAFE 協定の内容
- 4 無償 TAFE の実施状況

#### III 2025 年無償 TAFE 法

- 1 無償 TAFE 法の制定及び課題
- 2 構成
- 3 主な内容

おわりに

翻訳：2025 年無償 TAFE 法

キーワード：職業教育・訓練 (VET)、技術・継続教育 (TAFE) 機関、オーストラリア資格枠組み (AQF)

## 要 旨

2025年3月27日、「2025年無償 TAFE 法」が制定された。

同法は、職業教育・訓練に対する経済的障壁を取り除くこと、連邦、州・準州の優先分野における高度な技能を有する労働力の必要性に応えること等を目的とする。同法の内容は、連邦政府と州・準州政府が費用負担し、公立の職業教育・訓練提供機関である TAFE 機関に毎年 10 万件以上の無償枠を提供するものである。無償枠は、連邦、州・準州の優先分野（高齢者介護・保育等、テクノロジー・デジタル、建設等）を学ぶ課程について、先住民族、17～24 歳の若年者、失業者、経済的に不安定な女性等に優先的に割り当てられる。

## はじめに

連邦政府機関である Jobs and Skills Australia<sup>(1)</sup> は、年次報告書『インパクトを生み出すための連携—2025 年雇用と技能に関する報告書—』において、生成 AI（人工知能）のようなテクノロジーにより一部の業務は自動化され、人々の生活や仕事の在り方に変革をもたらされたこと、他方で、ほとんどの業務は進化しており、より高度なデジタルリテラシーとコミュニケーション能力、適応力、批判的思考力等、人間中心の能力が求められていると現状を分析している<sup>(2)</sup>。

オーストラリアでは、社会の変化に伴う、より高度な職業技能訓練の必要性に応えるため、2025 年 2 月 17 日、職業教育・訓練部門において、「オーストラリア資格枠組み」（AQF. 後述 I 2）レベル 7 の新たな資格（学位）「Vocational Degree」が導入された。また、職業教育・訓練提供機関の一部を無償化し、人々が技能向上に取り組みやすい体制を整えるなどの施策を行っている。

本稿では、I において、高等学校卒業後の高等教育部門及び職業教育・訓練部門の概要並びに両部門を包括した単一の資格枠組み（AQF）について概説する。II において、職業教育・訓練提供機関のうち TAFE（技術・継続教育）機関に対して無償枠を導入する動きについて述べた後、III において、TAFE の無償枠を法制化した「2025 年無償 TAFE 法」を概説する。あわせて、同法の全訳を付す。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 11 月 18 日である。[] は筆者による補記である。  
(1) 労働力に関するデータ分析等を行い、技能・訓練のニーズと優先事項について雇用・労働関係大臣及び同次官に助言等を行う連邦政府機関。Jobs and Skills Australia Act 2022, No.51, 2022. <<https://www.legislation.gov.au/C2022A00051/latest/text>> に基づき 2022 年に設立された。

(2) *Connecting for impact: Aligning productivity, participation and skills: Jobs and Skills report 2025*, Canberra: Department of Employment and Workplace Relations, 2025.11, p.vi. <<https://www.jobsandskills.gov.au/publications/jobs-and-skills-report-2025>>; “Connecting for Impact: Jobs and Skills Report 2025.” Jobs and Skills Australia website <<https://www.jobsandskills.gov.au/news/connecting-impact-jobs-and-skills-report-2025>>

## I オーストラリアの高等教育及び職業教育・訓練

### 1 オーストラリアの教育制度

#### (1) 概要

オーストラリアには、3つのレベル（連邦、州・準州、地方自治体）<sup>(3)</sup>ごとの政府が存在し、教育行政及び同財政については、連邦政府及び州・準州政府が責任を分担している<sup>(4)</sup>。

オーストラリアの教育制度は、学校部門<sup>(5)</sup>（School Sector. 小学校、中学校、高等学校）、職業教育・訓練部門<sup>(6)</sup>（Vocational Education and Training: VET Sector）、高等教育部門<sup>(7)</sup>（Higher Education Sector）の3部門から構成される<sup>(8)</sup>。学校部門より後の教育は、「第三段階教育（Tertiary Education）」と呼ばれ、高等教育部門及びVET部門での教育がこれに該当する<sup>(9)</sup>。

#### (2) 第三段階教育

##### (i) 高等教育

オーストラリアの高等教育機関（Higher Education Provider）は、オーストラリアの大学、海外の大学のオーストラリア分校、ユニバーシティ・カレッジ、その他の高等教育機関（Institute of Higher Education）の4つのカテゴリーに分類され<sup>(10)</sup>、合計213機関（2025年6月30日現在）が存在する<sup>(11)</sup>。

(3) オーストラリア連邦には、6つの州（ニュー・サウス・ウェールズ州、ヴィクトリア州、タスマニア州、南オーストラリア州、クイーンズランド州、西オーストラリア州）、2つの準州（北部準州、首都特別地域）、537の地方自治体が存在する。地方自治体については、次のサイトを参照。“Local Government.” Australian Local Government Association website <<https://alga.com.au/about/local-government/>>

(4) Department of Education, Skills and Employment, *Country Education Profiles: Australia*, Canberra: Department of Education, Skills and Employment, 2015, p.2. National Library of Australia website <<https://nla.gov.au/nla.obj-3071019804/view>>

(5) 小学校（primary school. 7年間又は8年間）、中学校（secondary school. 3年間又は4年間）、高等学校（senior secondary school. 2年間）から成り、1学年は2月から12月までで、ほとんどの州・準州では4学期制を採用している。タスマニア州は3学期制。*ibid.*

(6) 1学年は1月下旬から12月中旬まで。2学期制又は3学期制を採用している。*ibid.*

(7) 1学年は2月から11月まで。2学期制を採用し、1学期は16週間。*ibid.*

(8) オーストラリアの教育制度の系統図は、*ibid.*, p.6を参照。

(9) *ibid.*, p.2.

(10) Higher Education Standards Framework (Threshold Standards) 2021, Schedule 1, Part B, section B1. <<https://www.legislation.gov.au/F2021L00488/latest/text>>; “Our role.” Tertiary Education Quality and Standards Agency (TEQSA) website <<https://www.teqsa.gov.au/about-us/teqsa-overview/our-role#what-is%20higher%20education?>> なお、ユニバーシティ・カレッジ（University College）とは、教育大臣が定める Higher Education Standards Framework (Threshold Standards) 2021（<<https://www.legislation.gov.au/F2021L00488/latest/text>>）附則第1のB1.2条（‘University College’ Category）に定める基準（①提供する全コースの少なくとも70%について、自機関で適格認定できる権限を有すること、②少なくとも5年間の教育提供実績があり、学生の学習成果が顕著であること、③教育開始から10年以内に「オーストラリアの大学」のカテゴリーの基準に完全に準拠するための現実的かつ達成可能な計画を有すること等）を満たす高等教育機関である。

(11) “Operating environment,” *TEQSA Annual Report, 2024–25*, Melbourne: TEQSA, 2025, pp.30-31. <<https://www.teqsa.gov.au/sites/default/files/2025-10/teqsa-annual-report-2024-25.pdf>> 213機関のうち、オーストラリアの大学43校、ユニバーシティ・カレッジ7校、その他の高等教育機関156校である。*ibid.* なお、TEQSAのサイトでは、3つのカテゴリー（Australian University, University College, Institute of Higher Education）に分類され、機関数はそれぞれ44、8、163（合計215機関）となっている（インターネットアクセス日は、2025年11月18日）。“National Register.” TEQSA website <<https://www.teqsa.gov.au/national-register>>

高等教育機関は、AQF（後述 I 2）レベル 5 からレベル 10 までに対応する資格（学位）を授与することができる<sup>(12)</sup>。各 AQF レベルに対応する資格の概要は、I 2 の表のとおりである。

2011 年、高等教育機関の規制・監督及び高等教育の質の保証を行う連邦政府機関として高等教育質・基準機構（Tertiary Education Quality and Standards Agency: TEQSA）が設立された<sup>(13)</sup>。同機関の設立根拠法は、「2011 年高等教育質・基準機構法」<sup>(14)</sup>（以下「TEQSA 法」という。）である。TEQSA は、高等教育機関の「全国登録簿（National Register）」への登録<sup>(15)</sup>、高等教育課程の適格認定、TEQSA 法の遵守状況や高等教育の質の評価、高等教育機関の質又は規制に関する教育大臣への助言・勧告、高等教育の質向上のための研修の実施等を行う（同法第 134 条）。

## （ii）職業教育・訓練（VET）

オーストラリアの VET は、「全国訓練登録簿（National Training Register）」<sup>(16)</sup> に登録された「登録訓練機関（Registered Training Organisation）」（以下「登録機関」という。）により提供される。同機関は、州・準州政府が所有・運営する公立の技術・継続教育（Technical and Further Education: TAFE（テイフ））機関、その他の公立及び民間の訓練機関、一部の学校・大学<sup>(17)</sup> 等がある。登録機関は、約 4,000 機関存在し、毎年約 510 万人の学生が学んでいる。これは 15 歳から 64 歳までのオーストラリアの居住者人口の約 26.6% に当たる（2024 年現在）<sup>(18)</sup>。

登録機関は、AQF レベル 1 からレベル 8 までに対応する資格（学位）を授与することができる。具体的には、Certificate I ~ IV、Diploma、Advanced Diploma、Vocational Degree<sup>(19)</sup>、

(12) 2011 年高等教育質・基準機構法（Tertiary Education Quality and Standards Agency Act 2011, No.73, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/C2011A00073/latest/text>>）第 5 条に規定される。

(13) TEQSA は、直訳すると「第三段階教育質・基準機構」である。しかし、同法第 134 条には TEQSA の機能及び権限として、規制対象事業体を「登録高等教育機関（Registered Higher Education Providers）」（後掲注(15)）として登録すること（第 1 項 a 号）、「Higher Education Providers」の質又は規制に関する事項について（教育）大臣に助言・勧告を行うこと（同項 d 号）等と規定され、規制対象が「高等教育」機関であることが明確なため、「高等教育質・基準機構」と表記した。なお、独立行政法人大学評価・学位授与機構による調査報告においても TEQSA を「オーストラリア高等教育質・基準機構」としている。『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要—オーストラリア— 2015 年版』独立行政法人大学評価・学位授与機構, 2015, p.36 等 <[https://www.niad.ac.jp/english/overview\\_og\\_j\\_ver2.pdf](https://www.niad.ac.jp/english/overview_og_j_ver2.pdf)>

(14) *op.cit.*(12)

(15) “National Register,” *op.cit.*(11) 全国登録簿に登録された高等教育機関が「登録高等教育機関（Registered Higher Education Provider）」と呼ばれる（TEQSA 法第 5 条）。

(16) “Search the National Training Register.” training.gov.au website <<https://training.gov.au/>>

(17) デュアルセクター高等教育機関（「Dual-sector University」「Dual Sector Higher Education Provider」「Dual Sector Provider」等）と呼ばれる、職業訓練と高等教育の両方を提供する大学（高等教育機関）。全国登録簿に登録された高等教育機関のうち約半数で VET コースが提供されている。TEQSA Annual Report 2024–25, *op.cit.*(11), p.31.

(18) “What is an RTO?” Australian Skills Quality Authority website <<https://www.asqa.gov.au/rto/what-is-an-rto>>; “Latest VET statistics,” 2025.10.10. National Centre for Vocational Education Research (NCVER) website <<https://www.ncver.edu.au/research-and-statistics/visualisation-gallery/latest-vet-statistics>>; “Total VET students and courses 2024: Australian vocational education and training statistics,” NCVER, p.1. <[https://www.ncver.edu.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0042/9698334/Total-VET-students-and-courses-2024-F.pdf](https://www.ncver.edu.au/_data/assets/pdf_file/0042/9698334/Total-VET-students-and-courses-2024-F.pdf)> なお、VET に拠出される政府資金のうち、3 分の 1 は連邦政府から、3 分の 2 は州・準州政府から拠出される。前者は、連邦の優先事項を実施するため使用され、後者は、州・準州政府が各自の優先事項に応じて資金配分ができる。Department of Education, Skills and Employment, *op.cit.*(4), p.31.

(19) Vocational Degree は、2023 年 9 月に公表された『働く未来—雇用と機会に関する連邦政府白書—（Working Future: The Australian Government’s White Paper on Jobs and Opportunities）』（Commonwealth of Australia, 2023. <<https://treasury.gov.au/sites/default/files/2023-10/p2023-447996-working-future.pdf>>）において、より高度な技術的知識及び技能を有する人材の必要性が指摘されたことから、2025 年 2 月に導入された学位である。“Vocational Degree.” Australian Qualifications Framework website <<https://www.aqf.edu.au/help-qualifications/vocational-degree>>

Graduate Certificate、Graduate Diploma である<sup>(20)</sup>。詳細は、I 2の表を参照のこと。

全国訓練登録簿への登録、登録機関の規制・監督、VETで提供される課程（コース）の認定及びVETの質の保証<sup>(21)</sup>等を行う連邦政府機関として、オーストラリア技能質保証機関（Australian Skills Quality Authority: ASQA）が2011年7月1日に設立された。設立根拠法は、「2011年全国職業教育・訓練規制法」<sup>(22)</sup>である。

登録機関の規制等に関してASQAの管轄となるのは、クイーンズランド州、南オーストラリア州、タスマニア州、ニュー・サウス・ウェールズ州、首都特別地域、北部準州に所在する登録機関である。ヴィクトリア州及び西オーストラリア州には別の規制機関が存在する<sup>(23)</sup>。

州・準州政府は、管轄区域におけるVETの運営に対して責任を有し、運営計画等の策定、公立及び民間の訓練機関への資金配分、学生の授業料の設定等を行う。また、同政府は、管轄区域内の優先事項や必要性に対応するため、VETに関する連邦政府の政策の枠組みの中で活動を行う<sup>(24)</sup>。

## 2 オーストラリア資格枠組み（Australian Qualifications Framework: AQF）

AQFは、後期中等教育（高等学校）分野及び第三段階教育分野の資格を定め、各分野の資格を単一の包括的な枠組みに統合したものである。

AQFの目的は、時代に即した柔軟な枠組みを提供することである。すなわち、①オーストラリアの教育及び職業訓練の多様な目的を、現在及び将来に即したものにすること、②時代に即し、適切で全国的に一貫した資格が成果を得るよう支援することで、国の経済活動に貢献すること、③異なるVET部門間及びVET部門と労働市場間において、資格取得や編入学が容易に行われるよう支援すること、④個人がVETを通じて進歩し、それまでの学習や経験が認められるための基盤を提供することで、個人の生涯学習の目標を支援すること等である<sup>(25)</sup>。

AQFは、それまであった資格基準を基に1990年代に策定され、1995年に導入されたものである。2000年から全面的に実施され、制度の見直し、運用のためのガイドラインやハンドブックの作成・改訂を経て、2011年7月に「AQF 第1版」としてまとめられた。その後幾つか

(20) Department of Education, Skills and Employment, *op.cit.*(4), p.20; “What is an RTO?” *op.cit.*(18) なお、2005年に Vocational Graduate Certificate 及び Vocational Graduate Diploma が AQF の資格に追加されたが、2013年1月1日から適用されている AQF 第2版からは削除され、現在の Graduate Certificate 及び Graduate Diploma のみとなった。 *Australian Qualifications Framework*, Second Edition, South Australia: Australian Qualifications Framework Council, 2013, p.111. <<https://www.aqf.edu.au/download/405/aqf-second-edition/3/aqf-second-edition/pdf>>

(21) VET 部門の質の保証は、「2025 Standards for Registered Training Organisations」(2025年7月1日施行。“2025 Standards for RTOs.” Australian Skills Quality Authority website <<https://www.asqa.gov.au/rtos/2025-standards-rtos>>) 及び 2011年 VET 適格認定コース基準 (Standards for VET Accredited Courses 2021. <<https://www.legislation.gov.au/F2021L00269/latest/text>>) に基づき行われる。

(22) National Vocational Education and Training Regulator Act 2011, No.12, 2011. <<https://www.legislation.gov.au/C2011A00012/latest/text>>

(23) ヴィクトリア州には「ヴィクトリア登録資格局 (Victorian Registration and Qualifications Authority)」、西オーストラリア州には「訓練認定評議会 (Training Accreditation Council)」がある。前者は、ヴィクトリア州のみで活動し、オーストラリア人の学生のみで資格を発行する教育機関を認定・登録する。後者は、西オーストラリア州のみで活動し、オーストラリア人の学生のみで資格を発行する教育機関を認定・登録する。“Accreditation and certification of qualifications.” Australian Qualifications Framework website <<https://www.aqf.edu.au/help-qualifications/accreditation-and-certification-qualifications>> なお、両州の登録機関のうち、州外及び海外の学生にオンライン上で VET 課程 (コース) を提供している機関は、ASQA の管轄となる。“Our role.” ASQA website <<https://www.asqa.gov.au/about-us/asqa-overview/our-role>>

(24) Department of Education, Skills and Employment, *op.cit.*(4), p.31.

(25) *Australian Qualifications Framework*, *op.cit.*(20), p.8.

の修正<sup>(26)</sup>を経て、それらの修正を反映させた改訂版「AQF 第2版 2013年1月」が作成された。第2版が現在の最新版である<sup>(27)</sup>。

AQFは、学習の達成度の相対的な深さや複雑さにより、レベル1からレベル10までに分類され、レベルごとに資格が割り振られている<sup>(28)</sup>（下表参照）。

表 AQF レベル及び対応する資格の概要

レベル	資格の種類	資格の目的	学習量 (フルタイム換算)	資格取得 可能な部門 (注2)
1	Certificate I	業務、更なる学習及び地域社会への参加を行うための基本的な職務上の知識・技能を有する者を認定する。	0.5～1年	VET
2	Certificate II	主に日常業務を遂行する者を認定し、更なる学習への道筋とする。	0.5～1年	VET
3	Certificate III	熟練業務を遂行するため様々な状況において幅広い知識・技能を応用できる者を認定し、更なる学習への道筋とする。	1～2年（ただし、最大4年を要する場合有り。）	VET
4	Certificate IV	熟練業務を遂行するため様々な状況において幅広い専門知識・技能を応用できる者を認定し、更なる学習への道筋とする。	0.5～2年	VET
5	Diploma	高度な技能職又は準専門職の業務を遂行するため幅広い分野において統合された技術的・理論的概念を応用できる者を認定し、更なる学習への道筋とする。	1～2年	VET/HE
6	Advanced Diploma	高度な技能職又は準専門職の業務を遂行するため一連の分野において専門知識を応用できる者を認定し、更なる学習への道筋とする。	1.5～2年	VET/HE
	Associate Degree	準専門職の業務を遂行するため一連の分野において基盤となる技術的・理論的知識を応用できる者を認定し、更なる学習への道筋とする。	2年	HE
7	Vocational Degree	専門職の業務を遂行するため幅広く体系的な技術的・理論的知識及び関連する技術的スキルを応用できる者を認定し、更なる学習への道筋とする。	3～4年（ただし、最大6年を要する場合有り。）	VET
	Bachelor Degree	専門職の業務を遂行するため一連の分野において幅広く体系的な知識を応用できる者を認定し、更なる学習への道筋とする。	3～4年	HE
5, 6 又は7	Undergraduate Certificate	高等教育への入門段階として更なる学習、専門的技術向上、雇用及び生涯学習への参加に必要な知識・技能を有する者を認定する。	0.5年	HE
8	Bachelor Honours Degree	専門職の業務を遂行するため特定の分野において体系的知識を応用できるものを認定し、研究及び更なる学習への道筋とする。	1年（Bachelor Degree 取得後）	HE
	Graduate Certificate	専門職又は高度な技能職の業務を遂行するため一連の分野において体系的知識を応用できる者を認定し、更なる学習への道筋とする。	0.5～1年	VET/HE

(26) 前掲注(20)を参照。

(27) *Australian Qualifications Framework, op.cit.*(20) 第2版は、2013年1月1日から実施された。2013年以降の改正については、補遺 (No.5～No.7) が存在し、それらも併せて参照する必要がある。補遺 No.5 及び No.6 については、“The Australian Qualifications Framework: Addendums to the Second Edition.” AQF website <<https://www.aqf.edu.au/framework/australian-qualifications-framework>>、補遺 No.7 (Part A 及び Part B) については、“Addendum No.7 to AQF Second Edition January 2013 Vocational Degree Qualification.” AQF website <<https://www.aqf.edu.au/publication/addendum-no-7-aqf-second-edition-january-2013-vocational-degree-qualification>> を参照のこと。

(28) なお、後期中等教育（高等学校）に AQF レベルはなく、資格の種類は、「後期中等教育証明書（Senior Secondary Certificate of Education）」のみとなっている。

8	Graduate Diploma	専門職又は高度な技能職の業務を遂行するため一連の分野において体系的知識を応用できる者を認定し、更なる学習への道筋とする。	1～2年	VET/HE
9	Masters Degree (Research)	研究及び学問の一連の分野において高度な体系的知識を応用できる者を認定し、更なる学習への道筋とする。	1～2年 (注1)	HE
	Masters Degree (Coursework)	専門職の実務又は学問の一連の分野において高度な体系的知識を応用できる者を認定し、更なる学習への道筋とする。		
	Masters Degree (Extended)	専門職の実務の一連の分野において高度な体系的知識を応用できる者を認定し、更なる学習への道筋とする。	3～4年 (最低3年間のレベル7の資格取得後)	HE
10	Doctoral Degree	研究、学問又は専門職の実務における1つ以上の分野で研究、調査及び新たな知識の開発のために相当の体系的知識を応用できる者を認定する。	3～4年	HE
	Higher Doctoral Degree	Doctoral Degree の要件に加え、研究分野への顕著かつ持続的な独創的貢献が求められる。		HE

(注1) 同一の学問分野では、レベル7の資格取得後1.5年又はレベル8の資格取得後1年、異なる学問分野では、レベル7の資格取得後2年又はレベル8の資格取得後1.5年。

(注2) VET: Vocational Education and Training (職業教育・訓練) 部門、HE: Higher Education (高等教育) 部門。

(出典) *Australian Qualifications Framework*, Second Edition, South Australia: Australian Qualifications Framework Council, 2013, pp.26-66. <<https://www.aqf.edu.au/download/405/aqf-second-edition/3/aqf-second-edition/pdf>>; “Addendum No.6 to AQF Second Edition January 2013: The Undergraduate Certificate Qualification,” Commonwealth of Australia, 2025, pp.4-5. <<https://www.aqf.edu.au/download/459/addendum-no-6-aqf-second-edition-january-2013-new-permanent-aqf-qualification-undergraduate/64/document/pdf>>; “Addendum No.7 (Part A) to AQF Second Edition January 2013: Vocational Degree Qualification,” Commonwealth of Australia, 2025, pp.5-6. <<https://www.aqf.edu.au/download/461/addendum-no-7-aqf-second-edition-january-2013-vocational-degree-qualification/68/vocational-degree/pdf>>; “Addendum No.7 (Part B) to AQF Second Edition January 2013: Vocational Degree: Updates to AQF Issuance Policy and Glossary,” Commonwealth of Australia, 2025, p.3. <<https://www.aqf.edu.au/download/461/addendum-no-7-aqf-second-edition-january-2013-vocational-degree-qualification/73/updates-issuance-policy-and-glossary/pdf>>; Higher Education Standards Framework (Threshold Standards) 2021. <<https://www.legislation.gov.au/F2021L00488/latest/text>> を基に筆者作成。

## II TAFE (技術・継続教育) の無償枠

### 1 TAFE 機関の概要

既述のように、TAFE 機関は、州・準州政府が所有・運営する公立の VET 提供機関であり、「全国訓練登録簿」に登録された登録機関である。また、TAFE 機関は、「オーストラリアにおける VET の主要な提供機関」<sup>(29)</sup> であり、ASQA 又は州の規制機関 (ヴィクトリア州、西オーストラリア州) によって認定された VET 課程 (コース)<sup>(30)</sup> や訓練パッケージを提供している。

### 2 TAFE の無償枠を求める動き

TAFE に無償枠を設けることは、これまで、オーストラリア労働党 (以下「労働党」という。) によって主張されてきた。

オーストラリアの長期間にわたる慢性的な労働力不足の背景として、高齢化、経験豊富で資格を有する労働者の供給に対する制約、労働条件、賃金等が挙げられる。このような状況を放

(29) Department of Education, Skills and Employment, *op.cit.*(4), p.26.

(30) ASQA による課程 (コース) の認定は、2011 年 VET 適格認定コース基準 (前掲注 (21)) に基づいて行われる。ヴィクトリア州、西オーストラリア州は、“AQTF2021: Standards for Accredited Courses,” Commonwealth of Australia, 2021. <<https://www.dewr.gov.au/download/12143/aqtf2021-standards-accredited-courses/23055/document/pdf>> に基づき課程 (コース) 認定を行う。

置することは、経済成長を阻害し、人々の労働参加に影響を与え、生活の質等に悪影響を及ぼす可能性があると考えられた<sup>(31)</sup>。

2018年5月10日、保守連合（自由党、国民党）政権下の2018-19年度予算案に対し、ショーテン（Bill Shorten）労働党党首は、連邦議会において、（労働党が政権を担えば）10万件のTAFE枠の前払授業料を全額負担することにより、女性の支援や熟練労働者の確保、大工、調理師、レンガ職人等の職種を国の「技能者不足リスト」から外すことができると訴えた<sup>(32)</sup>。

2021年12月5日、労働党は、翌2022年実施予定の総選挙を前に、2013年から続く保守連合政権によりTAFEや徒弟制度（apprenticeship）等に対する予算削減や規模の縮小が行われてきたこと、これらによる労働者の技能不足が、新型コロナウイルス感染症パンデミックからの（経済の）回復を妨げているとして、46万5000件のTAFE無償枠を提供することを公約した<sup>(33)</sup>。

2022年5月21日の総選挙で保守連合から労働党に政権交代が行われると、同年9月に開催された「雇用及び技能サミット」<sup>(34)</sup>において、VET部門の改善・強化及び企業が必要とする熟練労働者の供給のため、連邦政府及び州・準州政府との間で「12か月間技能協定（12-month Skills Agreement）」を締結し、TAFEの強化を図る計画であることが発表された<sup>(35)</sup>。同協定は、①46万5000件のTAFE無償枠の提供を加速させること、②（46万5000件のうち）18万件は2023年に実施すること、③費用は連邦政府と州・準州政府が50:50の割合で分担することを内容とするものであった。同協定は、2023年1月1日に発効し、12か月間で18万件のTAFE無償枠が提供されることとなった<sup>(36)</sup>。

2023年4月に連邦政府は、今後5年間の技能協定について州・準州政府と交渉を行い、TAFE無償枠を更に30万件追加するため（連邦政府が）4億オーストラリアドル<sup>(37)</sup>を支出することを発表した<sup>(38)</sup>。

当初、「12か月間技能協定」の一部として実施されたTAFE無償枠は、現在、「授業料無償

---

(31) *Jobs and Skills report 2025, op.cit.*(2), p.53.

(32) Bill Shorten, “2018 Budget Reply,” 2018.5.1. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/5957580/upload\\_binary/5957580.pdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/5957580/upload_binary/5957580.pdf)> なお、「技能者不足リスト（Occupation Shortage List）」の最新版（2025年版）は、次を参照のこと。“Occupation Shortage List,” 2025. Jobs and Skills Australia website <<https://www.jobsandskills.gov.au/data/occupation-shortage/occupation-shortage-list>> 2018年演説で技能者不足の例として取り上げられた大工（carpenter）、調理師（cooks）、レンガ職人（bricklayers）は、2025年においても連邦全土で不足状態が続いている。

(33) Anthony Albanese et al., “Media Release: Free TAFE and More Uni Places for a Future Made in Australia,” 2021.12.5, pp.1-3. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/8319026/upload\\_binary/8319026.pdf;fileType%3Dapplication%2Fpdf#search=%22media/pressrel/8319026%22](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/8319026/upload_binary/8319026.pdf;fileType%3Dapplication%2Fpdf#search=%22media/pressrel/8319026%22)>

(34) Jobs and Skills Summit. 2022年9月1日～2日、連邦議会に労働組合、雇用者、政府代表等が会し、失業率、労働者の技能不足への対処、生産性・賃金の向上、男女の機会均等・平等賃金等の経済の共通課題について話し合われた。“Jobs and Skills Summit.” Treasury website <<https://treasury.gov.au/employment-whitepaper/jobs-summit>>

(35) Brendan O’Connor, “Media Release: Jobs and Skills Summit Delivers Results for Skills and Training,” 2022.9.2, p.2. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/8760150/upload\\_binary/8760150.PDF;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/8760150/upload_binary/8760150.PDF;fileType=application%2Fpdf)> 「12か月間技能協定」は、次を参照。“12-Month Skills Agreement.” Federal Financial Relations website <[https://federalfinancialrelations.gov.au/sites/federalfinancialrelations.gov.au/files/2024-01/12%20Month%20Skills%20Agreement%20-%20All%20Signatures\\_0.pdf](https://federalfinancialrelations.gov.au/sites/federalfinancialrelations.gov.au/files/2024-01/12%20Month%20Skills%20Agreement%20-%20All%20Signatures_0.pdf)>

(36) “Budget October 2022-23: Budget Strategy and Outlook: Budget Paper No.1,” 2022.10.25, p.12. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/library/budget/2022O\\_01/upload\\_binary/bp1\\_2022-23.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/library/budget/2022O_01/upload_binary/bp1_2022-23.pdf;fileType=application%2Fpdf)>

(37) 1オーストラリアドルは、約97.5円（令和7年11月報告省令レート）。

(38) Brendan O’Connor, “Investment of \$4.1 billion in skills and training to meet critical economic challenges,” 2023.4.27, p.1. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/9137893/upload\\_binary/9137893.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/9137893/upload_binary/9137893.pdf;fileType=application%2Fpdf)>

TAFE 技能協定 (Fee-Free TAFE Skills Agreement)<sup>(39)</sup> (以下「無償 TAFE 協定」という。)の中に組み込まれ<sup>(40)</sup>、提供されている。

### 3 無償 TAFE 協定の内容

無償 TAFE 協定は、連邦政府と州・準州政府が、合意された優先分野において TAFE 無償枠等を提供するために共同で資金の拠出を行うことを目的として締結された。TAFE 無償枠の提供は、連邦政府と各州・準州政府が個別に合意した実施計画に基づき行われる。

州・準州政府は、無償 TAFE 協定に規定される連邦の優先分野に対処するため、資金提供する課程 (course. 例えば、「看護 - Diploma」、「会計・簿記 - Certificate IV」等) を決定する。州・準州の優先分野に対する資金提供は、実施計画により取り決められる。なお、連邦の優先分野とは、ケア (高齢者介護、保育、医療、障害者介護)、テクノロジー・デジタル、ホスピタリティ・観光、建設、農業、主権的能力 (sovereign capability. 製造業、防衛等) である<sup>(41)</sup>。

また、州・準州政府は、無償 TAFE の受講資格を管理し、オーストラリアの先住民、若年者 (17 ~ 24 歳)、失業者又は所得補助受給者、無報酬の介護者、経済的に不安定な女性、障害者等<sup>(42)</sup>に優先的に割当てを行う。

### 4 無償 TAFE の実施状況

無償 TAFE は、TAFE 機関及び公立デュアルセクター高等教育機関<sup>(43)</sup>で提供されている。2023年1月から2025年6月までの無償 TAFE の実施状況は次のとおりである<sup>(44)</sup>。

無償 TAFE の入学者は、約 68 万 5000 人 (累計) で、州・準州別では、多い順にニュー・サウス・ウェールズ州約 28 万 7000 人 (約 41.9%)、クイーンズランド州約 12 万 8000 人 (約 18.7%)、ヴィクトリア州約 12 万 6000 人 (約 18.4%) である。

連邦の優先分野のうち、受講者が最も多いのはケア分野で、テクノロジー・デジタルが続く。課程修了者は、約 19 万 2000 人で、課程別では、「個別支援 - Certificate III」「看護 - Diploma」「幼児教育・保育 - Certificate III」等の修了者が多くなっている。

また、無償枠の優先的割当てのうち最も多いのは女性 (約 42 万 6000 人) で、次に若年者 (17

(39) “Fee-Free TAFE Skills Agreement.” <<https://federalfinancialrelations.gov.au/sites/federalfinancialrelations.gov.au/files/2024-11/Fee-Free%20TAFE%20Skills%20Agreement.pdf>>

(40) 12 か月間技能協定は、2023 年 1 月 1 日～同年 12 月 31 日に入学した者に適用され、2024 年 6 月 30 日までに終了予定とされた。同協定に 2024 年 1 月 1 日～2026 年 12 月 31 日の入学者に適用される規定が追加されて無償 TAFE 協定となり、終了も 2027 年 6 月 30 日までとなった。

(41) “Fee-Free TAFE Skills Agreement,” *op.cit.*(39), p.28. このうち「主権的能力」とは、「国家が一定の自給自足及び安全保障を確保し、国防、国民の健康、エネルギー及び重要物資の安全保障、食糧、環境の持続可能性 (気候変動の緩和及び対応) など、国益の主要分野において対外依存による脆弱性を回避する」能力をいう。Australian Industrial Transformation Institute, *Australian Sovereign Capability and Supply Chain Resilience: Perspectives and Options*, South Australia: Flinders University, 2021.8, p.iv. <[https://www.flinders.edu.au/content/dam/documents/research/aiti/Australian\\_sovereign\\_capability\\_and\\_supply\\_chain\\_resilience.pdf](https://www.flinders.edu.au/content/dam/documents/research/aiti/Australian_sovereign_capability_and_supply_chain_resilience.pdf)> なお、2024 年 1 月 1 日から「VET (を通じた) 人材育成 (VET Workforce)」が優先課題 (national priority) として追加された。“Fee-Free TAFE Skills Agreement,” *ibid.*

(42) “Fee-Free TAFE Skills Agreement,” *ibid.*

(43) *ibid.* 職業訓練と高等教育の両方を提供する大学 (高等教育機関)。前掲注 (17) も参照のこと。

(44) “Fee-Free TAFE program (January 2023 to June 2025),” Department of Employment and Workplace Relations, [2025.10.1]. <<https://www.dewr.gov.au/download/17206/fee-free-tafe-enrolment-data-overview-quarter-2-2025/41124/fee-free-tafe-data-overview/pdf>>

～24歳。約23万8000人)、求職者 (job seekers. 約16万7000人) である。年齢別では25～44歳が全体の46.3%、15～24歳が34.8%、45歳以上が19.0%となっている。

なお、2025年1月20日の連邦政府の発表によると、2023年1月から2024年9月までの無償TAFE受講者は、56万8400人以上、修了者は、11万400人以上である<sup>(45)</sup>。

### Ⅲ 2025年無償TAFE法

#### 1 無償TAFE法の制定及び課題

連邦政府は、無償TAFEの主な目的は、VETに対する経済的障壁を取り除くことであり、それによってオーストラリア経済が最も必要とする分野で、より多くの人々がキャリアアップを図るための新しい技能を習得し、高収入の仕事を得られるようにすることであるとしている<sup>(46)</sup>。実際、VETが修了者の所得の増加や就職率の向上に資するものであることは、連邦政府機関による報告で明らかとなっている<sup>(47)</sup>。

2024年11月7日、無償TAFEを法律に規定し、「国のVET制度の礎石 (cornerstone) として組み込む」<sup>(48)</sup>ための法律案が連邦議会に提出され、2025年3月26日、「2025年無償TAFE法」<sup>(49)</sup> (以下「無償TAFE法」という。) が成立した。連邦総督による裁可は同月27日、施行は同月28日である。

なお、法案審議過程において、野党である保守連合から様々な批判が出された。①財源が確保されていないこと、②連邦政府の支出を年5億オーストラリアドル恒久的に増加させる可能性があること、③これまで実施された無償TAFEの検証を行わずに連邦政府からの資金提供を義務付けていること<sup>(50)</sup>、④これまで50万件のTAFE無償枠を15億オーストラリアドルの費用を掛けて提供したにもかかわらず、TAFE無償枠の受講者のうち修了に至った者は僅か13%であり、修了率が低く、コストと見合わないこと<sup>(51)</sup>、⑤無償TAFE法の前文でTAFE機関をVET部門の中核機関と位置付けるが、VET提供機関はTAFE機関以外の民間機関も多数存在

(45) Andrew Giles, “Media Release: More than 110,000 Australians have skilled up and saved big thanks to free TAFE,” 2025.1.20, pp.1, 3. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/10141102/upload\\_binary/10141102.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/10141102/upload_binary/10141102.pdf;fileType=application%2Fpdf)> なお、TAFEで提供される課程には、フルタイムの課程とパートタイムの課程がある。2023年に政府資金の提供を受けたTAFEで学ぶ学生のうち、79.7%がパートタイム課程であった。また、無償TAFE課程のうち、87%以上は、Certificate III以上の資格を得るためのものであった。 *ibid.*, p.4.

(46) Brendan O’Connor, “Media Release: Fee-Free TAFE removing financial barriers for more Australians,” 2024.3.20, pp.1-2. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/9656009/upload\\_binary/9656009.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/9656009/upload_binary/9656009.pdf;fileType=application%2Fpdf)>

(47) Jobs and Skills Australia は、2019-20年度のVET修了者に関して、修了翌年の所得が中央値で11,800オーストラリアドル増加し、就職率が15%向上し、所得支援を受けていた者が、修了後2年で39%が支援を受けなくなったこと等を報告している。“Strong and Responsive VET Pathways: 2019-20 graduate outcomes from the VET National Data Asset (VNDA).” Jobs and Skills Australia website <<https://www.jobsandskills.gov.au/data/vet-national-data-asset/2019-20-outcomes>>

(48) “Second Reading Speech: Bills: Free TAFE Bill 2024,” House of Representatives, 2024.11.7, p.7657. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/28588/0005/hansard\\_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/genpdf/chamber/hansardr/28588/0005/hansard_frag.pdf;fileType=application%2Fpdf)>

(49) Free TAFE Act 2025, No.26, 2025. <<https://www.legislation.gov.au/C2025A00026/asmade/text>>

(50) Sussan Ley, “Media Release: Coalition will oppose Labor’s Free TAFE Lie,” 2024.11.19, p.1. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/10043752/upload\\_binary/10043752.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/10043752/upload_binary/10043752.pdf;fileType=application%2Fpdf)>

(51) Sussan Ley, “Media Release: Labor to Permanently Fund Fee Free TAFE but won’t reveal the Cost, nor prove it’s Working,” 2024.11.7, p.1. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/10025356/upload\\_binary/10025356.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/10025356/upload_binary/10025356.pdf;fileType=application%2Fpdf)> なお、Giles, *op.cit.*(45)も参照。

しており、そのような中でTAFE機関の優遇は、学生の選択肢を狭めることになること<sup>(52)</sup>等である。

## 2 構成

無償TAFE法は、前文及び全4章11か条（第1条～第11条）から成る。章の構成は、第1章：通則（第1条～第5条）、第2章：FT [Free TAFE. 無償TAFE] 枠への財政援助（第6条）、第3章：FT協定（第7条、第8条）、第4章：その他の事項（第9条～第11条）である。

## 3 主な内容

### (1) 目的（前文、第3条）

本法の目的は、TAFE無償枠を提供するために、連邦から州・準州への継続的な財政支援を確実に実施することである。その理由として、VETがオーストラリアの労働者の技能向上に重要な役割を果たしていること、TAFEがVET部門の主要な柱であること、無償TAFEにより経済的困難を抱える人々がVETを利用しやすくすることの重要性等が述べられている。

第3条a号において、TAFE無償枠の提供を「毎年少なくとも10万[件]」と規定している。各州・準州における具体的な無償枠の数は、連邦政府と州・準州政府の間で締結される無償TAFE協定で定める事項である（第8条）。第3条の「10万[件]」は、連邦全体の数値目標（最低基準）を規定したものである。

### (2) 定義（第5条）

「FT枠」の定義には、全ての授業料が無償ではない場合があることが注記されている。無償TAFE協定では、「無償 (fee-free)」とは、授業料の無償を指し、その他の経費（事務手数料、教材費等）は有償であるとされ、連邦政府と州・準州政府が合意する実施計画（II 3参照）により必要最小限となるよう定められると規定されている<sup>(53)</sup>。

### (3) FT（無償TAFE）協定（第7条、第8条）

FT協定は、2027年1月1日以降にFT枠を提供する目的のために、州・準州に対して財政援助を行う条件を定めたものと規定される（第7条b号、c号）。これは、現行の無償FT協定が、2026年12月31日までのTAFE入学者を対象としていることによる<sup>(54)</sup>。

第8条第1項a号～m号は、FT協定に規定しなければならない事項を列挙している。具体的には、同協定の期間（a号）、国又は州・準州の優先分野（b号）、州・準州が提供するFT枠の数（c号）、FT枠を優先的に割り当てられるグループ（e号）、達成すべき目標（g号）、TAFE機関への財政援助の配分比率（h号）等である。しかし、同条第2項において、第1項a号～k号のうち一又は複数の事項を規定していないことを理由として、当該FT協定は無効とはならないとされている。上院の常任委員会である法案審査委員会は、同条第2項によって

(52) Sussan Ley, “Media Release: Labor’s Free TAFE Lie Continues, and Adds to Legislative Logjam,” 2024.11.25, pp.1-2. <[https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/10053179/upload\\_binary/10053179.pdf;fileType=application%2Fpdf](https://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/download/media/pressrel/10053179/upload_binary/10053179.pdf;fileType=application%2Fpdf)>

(53) “Fee-Free TAFE Skills Agreement,” *op.cit.*(39), p.31.

(54) 前掲注(40)を参照。

第1項が弱められたと批判した<sup>(55)</sup>。

## おわりに

無償 TAFE 法に対しては、既述のように、財源確保や費用対効果等の点からこれまで様々な批判がなされ、また、課題も多く存在している（Ⅲ 1 参照）。

しかし、無償 TAFE は、2023 年に開始されたばかりである。今後無償 TAFE の受講者、修了者、受講課程、修了課程等のデータが蓄積していく中で、連邦政府及び州・準州政府が、これらのデータを分析し、修了者の増加や財源確保への取組、課題への対応等、今後の施策にどのように反映していくのか注視したい。

(うちうみ かずみ)

---

(55) Senate Standing Committee for the Scrutiny of Bills, “Scrutiny Digest 14 of 2024,” 2024.11.20, p.10. <[https://www.aph.gov.au/-/media/Committees/Senate/committee/scrutiny/scrutiny\\_digest/2024/d14\\_24.pdf?la=en&hash=DC6CD11AEA9AA70FE685A680647B1624153159E1](https://www.aph.gov.au/-/media/Committees/Senate/committee/scrutiny/scrutiny_digest/2024/d14_24.pdf?la=en&hash=DC6CD11AEA9AA70FE685A680647B1624153159E1)>

# 2025 年無償 TAFE 法

Free TAFE Act 2025, No.26, 2025

国立国会図書館 調査及び立法考査局

専門調査員 海外立法情報調査室主任 内海 和美訳

## 【目次】

前文

第 1 章 通則（第 1 条～第 5 条）

第 2 章 FT [無償 TAFE] 枠への財政援助（第 6 条）

第 3 章 FT [無償 TAFE] 協定（第 7 条、第 8 条）

第 4 章 その他の事項（第 9 条～第 11 条）

無償 TAFE 及び職業教育・訓練枠の提供に関連する、州、オーストラリア首都特別地域及び北部準州への財政援助に関し、並びに関連する目的のために [制定された] 法律  
〔2025 年 3 月 27 日裁可〕

## 前文

オーストラリア連邦議会は、次の事項を認める。

質の高い職業教育・訓練（VET）は、オーストラリアの将来にとり極めて重要であり、オーストラリアを経済的に繁栄した、社会的に公平な、及び環境的に持続可能な民主主義国家として位置付けるための知識及び技能を育成するものである。

オーストラリアの全ての政府は、あらゆる階層のオーストラリア人が訓練を受けることができ、学生の成功を支え、並びに全てのオーストラリア人が訓練し、スキルアップし、及び再訓練することを支援するシステムである、高水準かつ世界クラスの VET 部門の構築に取り組む。

十分な資源及び支援を備えた公立 TAFE [の] ネットワークは、高品質で、対応が早く、かつ、利用しやすい全国の VET 部門の中核を成すものである。

無償 TAFE を VET システムの永続的な基盤として組み込むことは、オーストラリアの全労働者の技能向上における VET の重要性及び国家的重要産業においてオーストラリア人の技能が向上する機会を提供するために VET の高度化に継続的に取り組む必要性を浮き彫りにするものである。優先 [すべき] 対象 [priority cohorts] に焦点を当てることは、社会的及び経済的に疎外されているオーストラリア人が訓練を利用しやすくすることにも役立つこととなる。

---

\* この翻訳は、Free TAFE Act 2025, No.26, 2025. <<https://www.legislation.gov.au/C2025A00026/asmade/text>> を訳出したものである。本文中、イタリック体で表記された箇所は、訳文では「」を補い、太字で表記された箇所は、訳文ではゴシック体で表記した。[]内は、原語の補記又は訳者による訳語の補記である。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 11 月 18 日である。

無償 TAFE に継続的に取り組むことは、学生、VET 部門、州及び準州並びに産業界への投資の確実性を提供する。

国家政策のリーダーとしての役割において、オーストラリア連邦政府は、州及び準州と連携して無償 TAFE 及び強固で持続可能な VET システムの提供に取り組んでいく。

オーストラリア連邦議会は、[次のとおり] 法律を制定する。

## 第 1 章 通則

### 第 1 条 略称

この法律は、「2025 年無償 TAFE 法」である。

### 第 2 条 施行

(1) 本表の第 1 欄に掲げるこの法律の各条項は、本表の第 2 欄に従い施行され、又は施行されたときみなされる。第 2 欄の他のいずれの記載事項もその文言に従い効力を有するものとする。

施行情報		
第 1 欄 条項	第 2 欄 施行	第 3 欄 日付／詳細
1. この法律の全条項	この法律が裁可を受けた日の翌日	2025 年 3 月 28 日

備考 本表は、この法律の当初制定時の条項のみに関するものである。この法律のその後  
の改正に対処するために改められることはない。

(2) 本表の第 3 欄のいずれの情報も、この法律の一部ではない。この法律のいずれの公開版  
においても、情報がこの欄に挿入され得、又はこの欄の情報が編集され得るものとする。

### 第 3 条 目的

この法律の目的は、FT 枠の提供のために州に継続的な財政支援を行うこと、及び当該財  
政支援を行うことで、[次に掲げる事項を実施することである。]

- (a) オーストラリア全土への毎年少なくとも 10 万 [件] の FT 枠の提供を支援すること。
- (b) TAFE [機関] 及びその他公立訓練機関は、VET 部門の主要な柱であることを認めること。
- (c) 国の VET システムの連邦 [政府] 及び州 [政府] による共同管理の重要性を認めること。
- (d) 経済的困難を抱える者 [に対する経済的障壁] を含む、教育・訓練への経済的障壁を  
取り除くこと。
- (e) 労働力の需要が高い分野、新たな技能が必要とされる分野又はその他国若しくは州の  
優先事項である分野における教育・訓練を支援すること。

### 第 4 条 この法律の概要

この法律は、FT 枠の提供のために州に対して行う継続的財政支援について規定する。

州が FT 協定の当事者である場合、連邦 [政府] は、FT 協定に従い支払を行う目的の  
ために「2009 年連邦財政関係法」<sup>(1)</sup> 第 16 条に基づき財政援助の交付を行うものとする。

(1) Federal Financial Relations Act 2009, No.11, 2009. <<https://www.legislation.gov.au/C2009A00011/latest/text>> 第 16 条  
は、財政援助の交付の目的で州に対し、決定で指定された金額を支払うことができることが規定されている。

財政援助は、FT 協定に従い支出されなければならない、かつ、FT 協定に規定される他のいかなる条件 [terms and conditions] にも従うものとする。

第 3 章は、FT 協定とは何か [について]、及び FT 協定において取り扱われる主要事項を規定する。

第 4 章は、この法律の改正を求める前に主務大臣が大臣協議会<sup>(2)</sup> [Ministerial Council] と協議するための要件など、その他の事項を取り扱う。

## 第 5 条 定義

この法律において、[次のとおり定義する。]

「FT」は、無償 TAFE [Free TAFE] の略称である。

「FT 協定」[FT agreement]：第 7 条参照

「FT 枠」[FT place] は、TAFE 機関の課程又は他の VET 提供機関<sup>(3)</sup> が提供する課程における無償枠をいう。

備考 FT 枠は、全ての授業料が無償でない場合がある。対象となる授業料は、関連する FT 協定の条件により異なる。

「大臣協議会」は、技能及び訓練に関する事項に対して責任を有する、又は主に責任を有する連邦の大臣及び各州の大臣により構成される機関（いかなる名称であるかを問わない。）をいう。

「規則」[rules] は、第 11 条に基づき定められる規則をいう。

「州」[State] は、オーストラリア首都特別地域及び北部準州を含む。

「TAFE」は、技術・継続教育をいう。

「VET」は、職業教育・訓練をいう。

## 第 2 章 FT 枠への財政援助

### 第 6 条 財政援助の交付

「適用範囲」

(1) この条は、州が FT 協定の当事者である場合に、当該州に対して適用される。

「財政援助の交付」

(2) 連邦 [政府] は、FT 協定に従い州に対して支払を行う目的のために、「2009 年連邦財政関係法」第 16 条に基づき財政援助の交付を行うものとする。

備考 「2009 年連邦財政関係法」第 16 条に基づき、州による特定の成果物又はプロジェ

(2) 大臣協議会は、オーストラリア政府間協議会 (Council of Australian Governments. 国家的に重大な問題について、連邦と州間又は複数の州間の調整を目的として設置されている。) の下部機関として設置され、オーストラリア政府間協議会で決定した政策の実施面を協議することが主な役割となっている。構成員は、設置される分野ごとの連邦・州・準州の所掌大臣である。詳しくは、芦田淳「オーストラリア政府間協議会—連邦・州政府間調整の手法—」『外国の立法』No.277, 2018.9, pp.77-85. <<https://doi.org/10.11501/11152348>> を参照。

(3) 無償 TAFE は、TAFE 機関のほか、公立デュアルセクター高等教育機関 (public dual sector higher education provider) で提供される。“Fee-Free TAFE Skills Agreement,” p.28. <<https://federalfinancialrelations.gov.au/sites/federalfinancialrelations.gov.au/files/2024-11/Fee-Free%20TAFE%20Skills%20Agreement..pdf>> デュアルセクター高等教育機関とは、職業訓練と高等教育の両方を提供する高等教育機関 (大学) である。解説の脚注 (17) も参照のこと。

クトの提供を支援するために、当該州に対して財政援助の交付を行うことができる。

「交付の条件」

- (3) 財政援助は、当該財政援助が FT 協定に従い支出されることを条件として、州に対して支払われるものとする。
- (4) 州に対して支払われる財政援助は、FT 協定に定められる追加的条件（もし存在する場合）に従うものとする。

「2009 年連邦財政関係法との相互作用」

- (5) 第 2 項から第 4 項までに規定される場合を除き、この条のいかなる規定も「2009 年連邦財政関係法」の適用を制限する意図を有するものではない。

### 第 3 章 FT 協定

#### 第 7 条 FT 協定

「FT 協定」は、随時改正される協定であり、[かつ、次に掲げる]協定をいう。

- (a) 連邦及び一又は二以上の州との間に締結され、かつ、効力を有するもの
- (b) FT 枠の提供の目的のために、州に対して財政援助を行う条件を定めるもの
- (c) 2027 年 1 月 1 日に開始する暦年又はそれ以降の暦年における FT 枠の提供に関するもの
- (d) この法律の適用について、FT 協定であると明示されているもの

#### 第 8 条 FT 協定において取り扱われる主要事項

- (1) 第 7 条 b 号を制限することなく、州と [締結する] FT 協定の条件には、次の事項を規定しなければならない。
  - (a) FT 協定の期間
  - (b) FT 枠の提供において国又は州が優先する研究分野又は産業
  - (c) 州が提供する FT 枠の数
  - (d) FT 枠が提供される暦年又は複数の暦年
  - (e) FT 枠の提供を優先的に割り当てられるグループ
  - (f) 州に提供される財政援助の額及び支払のスケジュール
  - (g) 達成すべき目標
  - (h) 次の機関に対して行われる財政援助の配分比率
    - (i) TAFE 機関
    - (ii) その他の VET 提供機関
  - (i) FT 枠に対する資金提供を受ける資格を有する VET 提供機関又は VET 提供機関の類型 [class]
  - (j) 当該 [FT] 協定の見直し及び評価に関する取決め
  - (k) 当該 [FT] 協定を変更するための手続
  - (l) 州が連邦に対し次に掲げる情報を提供するための要件
    - (i) 当該州の FT 枠に対して提供された資金の総額
    - (ii) 当該州の FT 枠に対して連邦が提供した資金の額
    - (iii) FT 枠が提供された課程 [course]
    - (iv) 当該課程の FT 枠に登録された者の数

- (v) 当該課程のFT枠に登録された者のうち、当該課程を修了した者の数
  - (vi) 当該[FT]協定がFT枠の提供を優先的に割り当てられるグループを特定している場合には、特定されたグループに属する、FT枠に登録された者の数
  - (m) 1号に掲げる情報が提供されることとなる形式、方法及び期間に関する要件
- (2) FT協定は、第1項a号からk号までに掲げる事項のうち一又は複数[の事項]を規定しないという理由のみをもって無効とはならない。

## 第4章 その他の事項

### 第9条 大臣協議会との協議

- (1) 主務大臣がこの法律を改正する法律の法律案を[連邦]議会[の上院又は下院]に提出しようとする場合には、当該大臣は、大臣協議会と協議しなければならない。
- (2) 主務大臣がこの法律を改正する法律の法律案を[連邦]議会[の上院又は下院]に提出する場合には、当該大臣はまた、どのような協議が行われたのかを記載した報告書を当該議院に提出しなければならない。

### 第10条 [この]法律は、その他の財政援助の交付を行う権限を制限しない

この法律は、FT枠に対してその他の財政援助の交付を行う連邦[政府]の権限を制限するものではない。

### 第11条 規則

- (1) 主務大臣は、委任立法<sup>(4)</sup>[legislative instrument]により、次の事項を定める規則を制定することができる。
  - (a) この法律により規則で制定されることが求められ、又は許可される事項
  - (b) この法律を施行し、又は効力を生ずるため規定することが必要な、又は有用な事項
- (2) 疑義を避けるため、当該規則は、次に掲げる行為を行うことができない。
  - (a) 犯罪又は民事罰を創設すること。
  - (b) 次のいずれかの権限を付与すること。
    - (i) 逮捕又は勾留
    - (ii) 立入り、搜索又は押収
  - (c) 課税すること。
  - (d) この法律の歳出規定に基づき統合歳入基金<sup>(5)</sup>[Consolidated Revenue Fund]から充当されるべき金額を設定すること。

(4) 委任立法は、「連邦立法管理簿 (Federal Register of Legislation)」において「関連法令により権限を付与された個人又は団体 (body) によって制定された、詳細事項に関する法規」と説明され、規則 (regulation)、命令 (rule)、決定 (determination) などが例示されている。“Federal Register of Legislation: Legislative instruments.” Australian Government website <<https://www.legislation.gov.au/legislative-instruments>> また、高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第6版』有斐閣, 2025, p.35 には、「法律の委任に基づいて国会以外の機関 (とりわけ行政機関) が私人の権利義務の内容に関して定めること。また、このようにして制定された法規範」をいうとの解説がある。

(5) 統合歳入基金は、オーストラリア連邦憲法 (Commonwealth of Australia Constitution Act (The Constitution). <<https://www.legislation.gov.au/C2004Q00685/latest/text>>) 第81条に次のように規定される。「すべて連邦の行政府が徴収し、または収納する歳入または金銭は、単一の統合歳入基金を構成し、連邦のために、この憲法が定める方法により、この憲法が定める経費および債務に充当するために支出される。」なお、同憲法の訳文は、佐藤潤一「4 オーストラリア連邦」畑博行・小森田秋夫編『世界の憲法集 第5版』有信堂高文社, 2018, p.99を参考にした。

(e) この法律の文言を直接改正すること。

(うちうみ かずみ)